

令和8年度広島県DX推進モデル事例創出プログラム実施業務 公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

デジタル技術等を活用した付加価値向上に取り組む県内中小企業を増加させるために、全社的にDXを推進し、ビジネス変革を実現したモデル事例を創出する必要がある。

本業務は、DX実践に課題が生じている中小企業の支援を行うことにより、DX先進企業を目指し、自立的・継続的にDXに取り組むDX推進モデル事例を創出することを目的とする。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 予算額

20,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限 【様式1】

令和8年3月17日（火） 午後1時

(2) 仕様書等に対する質問書提出 【様式2】

① 提出期限

令和8年3月26日（木） 午前10時

② 提出方法

電子メールにより提出すること。

送付先メールアドレス：syokeiei@pref.hiroshima.lg.jp

件名を「令和8年度広島県DX推進モデル事例創出プログラム実施業務についての質問」とし、送信後、提出先に電話により着信の確認を行うこと。

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和8年3月27日（金）までに、公募型プロポーザル参加者全員に電子メールにより回答する。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わると判断したものについては、質問者のみに回答する。

(4) 提案書の提出

① 提案書提出先

電子メール syokeiei@pref.hiroshima.lg.jp

② 提案書提出期限

令和8年3月31日（火） 午後1時（必着）

③ 提出方法

電子メールにて、提案書のPDFデータを提出すること。宛先は上記(4)①の電子メールとし、件名を「令和8年度広島県DX推進モデル事例創出プログラム実施業務提案書」とすること。

④ 提出書類

「令和8年度広島県DX推進モデル事例創出プログラム実施業務提案書作成要領」による書類

(5) 提案書に関する審査

① 第1次審査（書類審査）

提案書の提出が3件を超えた場合、全提案の中から優れた提案3件程度を選定する。

結果通知日：令和8年4月7日（火）までに通知する。

② 第2次審査（プレゼンテーション審査）

実施予定日：令和8年4月10日（金）

結果通知日：令和8年4月13日（月）までに通知する。

(6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

ア 会社概要説明書【様式3】

イ グループ企業体構成書【様式4】、委任状【様式5】（グループ企業体で提案する場合のみ）

ウ 登記事項証明書：受付日前3か月以内に発行されたもの（写し可）

エ 財務諸表：最新決算年度の貸借対照表、損益計算書

オ 広島県の納税証明書：発行日が申請日から3か月以内のもの（写し可）

カ 消費税及び地方消費税（国税）の納税証明書：発行日が申請日から3か月以内のもの（写し可）

キ 電子データの保存等に関する申出書【様式6】

※グループ企業体で応募する場合は構成者全員分を提出するものとする。

※広島県の令和7～9年物品・委託役務競争入札参加資格を有している場合は、登記事項証明書（ウ）・財務諸表（エ）・納税証明書（オ・カ）の提出は不要とする。また、広島県の納税証明（オ）は、広島県内に事業所等が全くない等納税義務がない場合は、提出不要とする。

② 申請書及び上記①に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。

④ 申請書等の提出は、PDFファイルでの電子メールによる送付とする。

(7) 仕様書等に対する質問について

① 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2(2) 仕様書に対する質問書提出期限」までに、書面により提出すること。

② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。

(8) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

② 上記の通知を受けた者は、広島県商工労働局経営革新課に対してその理由説明を求めることができる。

③ この説明を求める場合は、令和8年4月16日（木）午前10時までに、その旨を記載した書類を提出すること。

④ 上記に対する回答は、令和8年4月17日（金）までに、電子メールにより行う。

(9) 支払条件

業務完了後の一括払とする。

(10) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(11) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーションに関する費用は、提案者の負担とする。

(12) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外措置を行う

ことがある。

(13) 提出された提案書について

- ① 提出された提案書等は、返却しない。
- ② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

(14) 提案の取下げについて

申請書又は提案書を提出した後に公募型プロポーザルへの参加を取りやめる場合は、速やかに取下願書【様式7】を提出すること。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(3) 契約保証金

公告に定めるとおり。

(4) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約

適用なし

4 添付書類

(1) 公告の写し

(2) 契約書（案）

(3) 仕様書

(4) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書【様式1】

(5) 仕様書に対する質問書【様式2】

(6) 会社概要説明書【様式3】

(7) グループ企業体構成書【様式4】

(8) 委任状【様式5】

(9) 機密データの保存等に関する申出書【様式6】

(10) 取下願書【様式7】

(11) 提案書作成要領

(12) 提案書評価基準

【問い合わせ先】

広島県商工労働局経営革新課

担当：柴田

電話：082-513-3304（ダイヤルイン）

E-mail：syokeiei@pref.hiroshima.lg.jp